

社援発0201第3号
平成30年2月1日
(最終改正)
社援発0324第12号
令和2年3月24日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について

標記については、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号をもって厚生労働事務次官から通知されたところであるが、これの運営にあたっては、下記の事項に留意のうえ、所期の目的達成のため遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に伴い「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（平成28年3月2日社援発0302第2号本職通知）は廃止する。

記

1 用語の定義

- (1) 実施要綱 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成28年3月2日厚生労働省発社援0302第10号厚生労働事務次官通知）別紙「介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱」をいう。
- (2) 貸付事業 実施要綱第1の1から4までに掲げる事業をいう。
- (3) 介護福祉士修学資金貸付事業 実施要綱第1の1の事業をいう。
- (4) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 実施要綱第1の2の事業をいう。
- (5) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 実施要綱第1の3の事業をいう。

(6) 社会福祉士修学資金貸付事業 実施要綱第1の4の事業をいう。

2 事業の実施主体について（実施要綱第2関係）

貸付事業の実施主体は、実施要綱第2に規定されているところであるが、次の（1）又は（2）に留意の上、取り扱われたいこと。

（1）都道府県が実施主体である場合

貸付事業と他の福祉・介護人材確保事業との有機的な連携を図り、施策の有効性を高める観点から、貸付事業の実施を都道府県社会福祉協議会に対して委託することは差し支えないこと。なお、この場合、都道府県福祉人材センターにおいて実施することが望ましいこと。

（2）都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合

① 実施主体の選定

実施要綱第2の2の「都道府県が適当と認める団体」の選定に当たっては、貸付事業と他の福祉・介護人材確保事業との有機的な連携を図り、施策の有効性を高める観点から、都道府県社会福祉協議会又は都道府県社会福祉協議会の都道府県福祉人材センターにおいて実施することが望ましいこと。

なお、一般社団法人又は一般財団法人において実施する場合には、貸金業法（昭和58年法律32号）第3条に規定する登録を受けなければならないことに留意されたいこと。

② 都道府県の役割

実施要綱第2において、都道府県が適当と認める団体が実施主体となる場合は、都道府県知事が本事業の実施にあたり必要な指導及び助言を行う場合に限ることとしているが、この指導及び助言の内容は、次のアからエまでに掲げるものをいう。

ア 貸付計画の承認

都道府県は、都道府県が適当と認める団体に対し、実施要綱第1の1から4までの事業ごとの貸付見込人数、貸付見込額及び返還見込額等を盛り込んだ計画（以下「貸付計画」という。）を書面で作成させ、当該貸付計画の内容を承認すること。また、都道府県が適当と認める団体が当該計画の内容を変更する場合においても、都道府県は当該変更の内容について承認すること。

イ 返還期間等の承認

実施要綱第11により、都道府県が適当と認める団体が定める貸付事業による貸付額の返還に係る期間、金額及び方式について承認すること。

ウ 長期間所在不明者等に対する返還債務の裁量免除の承認

実施要綱第13の2により、都道府県が適当と認める団体が返還債務の全部又は一部を免除しようとする場合、その内容を承認すること。

エ その他都道府県知事が貸付事業の適切かつ効果的な実施に当たって必要と考える指導・助言を行うこと。

3 介護福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第3関係）

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の①及び②の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものであること。

① 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 貸付けを受けようとする都道府県に住民登録をしている者であって、卒業後に当該都道府県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）以外の都道府県において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）において実施要綱第10の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 貸付けを受けようとする都道府県の区域内の介護福祉士養成施設（実施要綱第1の1に規定する介護福祉士養成施設をいう。）の学生であって、卒業後に当該介護福祉士養成施設が所在する都道府県の区域において実施要綱第10の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に貸付けを受けようとする都道府県に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に当該貸付けを受けようとする都道府県の区域内において実施要綱第10の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

エ アからウに限らず、貸付けを受けようとする者が、介護福祉士養成施設を卒業後に貸付けを受けようとする都道府県の区域において実施要綱第10の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者であると貸付けを行う当該都道府県が認めた者

② 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められるもの

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(2) 貸付対象者の選定について

① 貸付対象者の選定にあたっては介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこと。

② 貸付対象者の選定は、介護福祉士養成施設の入学決定前に行うことは差し支えないこと。この場合、貸付対象者の介護福祉士養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するよう努めること。

③ 実施要綱第10の1の規定により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認すること。

(3) 貸付期間について

実施要綱第3の2の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については、これに含めて差し支えないこと。

(4) 貸付額について

介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（実施要綱第3の3の(4)の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。）に充当するものであり、実施要綱第3の3に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

(5) 国家試験受験対策費用の取扱いについて

実施要綱第3の3の(3)の国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

(6) 生活費加算の取扱いについて

実施要綱第3の3の(4)の生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するためのものであり、この趣旨に鑑み、取扱いについては、次のとおりとすること。

① 生活費加算の貸付対象者

生活費加算の貸付対象者は実施要綱第3の1の但し書きにおいて、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者としているが、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていることが想定されること。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

② 生活費加算の貸付対象者の選定

ア 生活費加算の貸付対象者に対し、介護福祉士養成施設への入学前に貸付け決定を行う場合、貸付申請は当該貸付対象者が実施主体に行うこととし、当該申請を受けた実施主体は当該貸付申請者の居住地が所在する福祉事務所（以下、単に「福

祉事務所」という。)等との連携により適切に審査を行うこと。

イ アの他、生活費加算の貸付対象者の選定に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

i 実施主体の長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴くこと。

ii 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、実施主体の長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し確認すること。

iii 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書(写)等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認すること。

(ア) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設に就学しようとする者

(イ) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、(ア)以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

③ 自立支援のための地域の関係機関との連携

生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけでなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相まって、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、実施主体の長は、福祉事務所や介護福祉士養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めること。

ア 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援

イ 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋

ウ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

④ 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本とするものであるため、貸付け後の加齢や転居等により実施要綱別表1に定める区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは要しないこと。

また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当ではないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とすること。

4 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について(実施要綱第4関係)

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の実施に当たっては、次に掲げる内容のほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が平成28年4月1日より改正され、平成28年度の国家試験より、3年の実務経験をもって介護福祉士国家試験を受験のための要件として、いわゆる実務者研修の受講が課されることを踏まえ、制度の周知や他の福祉・介護人材確保施策との有機的な連携のもとに実施すること。

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者の要件については、3の(1)の①を準用すること。

(2) 貸付対象者の選定について

貸付対象者の選定にあたっては都道府県の区域内の介護施設・事業所から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこと。

(3) 貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであり、実施要綱第4の3に定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

5 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業について（実施要綱第5関係）

(1) 事業の実施主体について

実施要綱第2の但し書きにあるとおり、本事業の実施主体については実施要綱第2の2の「都道府県が適当と認める団体」でなければならないこと。

(2) 貸付対象者について

貸付対象者は、貸付けを受けようとする都道府県に住民登録をしている者又は貸付けを受けようとする都道府県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、実施要綱第5の1に定める基準を満たす者とする。

なお、実施要綱第5の1の(1)から(4)までに掲げる基準は、国において定める最低基準として定めているものであり、都道府県知事は、これを下回らない範囲において、例えば、次に掲げる例示のような上乘せ・追加的要件を設定することが可能であること。

① 実施要綱第5の1の(1)の介護職員等としての実務経験年数について、3年以上など1年を超える経験を求めること。

② 実施要綱第5の1の(2)の介護職員として求められる一定の知識及び経験を有する者について、介護福祉士に限定することや、介護職員初任者研修と同等以上の内容と都道府県知事が認める研修を定めること。

③ 実施要綱第5の1の(3)について、対象となる介護職員等の雇用形態を正規職員や常勤職員などに限ること。

④ 再就労先の事業所又は施設について、特に地域においてサービス需要増が見込ま

れ人材不足感が高まっている特定の介護サービスを提供するものに限定すること。

(3) 貸付額について

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付額については、実施要綱第5の1の(1)に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、実施要綱第5の1の(4)の再就職準備金利用計画書により用途を確認した上で支給すること。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、実施主体の長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

(4) 介護職種の有効求人倍率が一定以上の地域について

実施要綱第5の2の(1)に定める地域は、平成28年4月時点において、厚生労働省「職業安定業務統計」による介護関係職種の有効求人倍率が3を超える都道府県とする。

(5) 被災地域について

実施要綱第5の2の(2)に定める地域は、岩手県、宮城県、福島県及び熊本県とする。

6 社会福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第6関係）

3の(1)から(4)まで及び(6)の内容を準用すること。

7 貸付金の交付方法について（実施要綱第7関係）

貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとする。

8 貸付契約の解除について（実施要綱第9関係）

実施要綱第9の1の「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったとき」は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。

(5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

9 返還の債務の当然免除について（実施要綱第10関係）

- (1) 実施要綱第10の1の(1)の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- (2) 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が実施要綱第10の1の「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」（以下「別添1の職種等」という。）として従事することができなかつた場合であつて、養成施設卒業後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採用された者については、都道府県知事等が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、実施要綱第10の1（実施要綱第10の4において準用する場合を含む。以下、9において同じ。）、第10の2及び第11の2の「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えないこと。
- (3) 実施要綱第10の1、第11及び第12の1の(2)の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設であること。
- (4) 実施要綱第10の1、第11及び第12の2の(2)の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の実施要綱第10に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- (5) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。）であつて、都道府県知事又は都道府県が適当と認める団体（以下「都道府県知事等」という。）が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、実施要綱第10の2、第10の4において準用する第10の1及び第11の2に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えて差し支えないこと。
- (6) 実施要綱第10の1に規定する返還免除対象期間、実施要綱第10の2、10の3の「2年」の計算については、次の①から③までに掲げる方法を標準として都道府県等が定めることとする。
- ① 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
 - ② 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上、

- ③ 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上、
なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、
市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上
の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものと
すること。

10 返還の債務の裁量免除について（実施要綱第13関係）

- (1) 実施要綱第13の1及び2の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、実施要綱第13の3の返還の債務の裁量免除は、本事業が実施要綱第10に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

- (2) 裁量免除の額は、当該都道府県の区域内において、実施要綱第10に規定する業務に従事した期間（9（6）と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（この貸付けを受けた期間の考え方は9（6）と同様であり、1年を180日として換算することを標準とする。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

11 会計経理について（実施要綱第15関係）

- (1) 都道府県が実施主体である場合

この貸付事業のために、特別会計を設定することは義務づけられていないが、事業の性格に鑑み、当該国庫補助対象事業の会計経理を明確にすること。特に、国庫補助を受けない都道府県負担の事業を併せ実施する場合は、明瞭に区分しておくこと。

- (2) 都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合

都道府県が適当と認める団体においては、特別会計を設定してこの貸付事業の会計経理を明確にすること。

また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、都道府県知事に報告しなければならないものであること。

- (3) 国庫補助対象事業について

- ① 都道府県が実施主体である場合

毎会計年度におけるこの貸付事業のための国庫補助は、当該年度の貸付金総額から当該年度の前年度の修学資金の返還金の総額に相当する金額を控除した金額を対象として行うものであること。

② 都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合

この貸付事業のための国庫補助は、都道府県が適当と認める団体がこの貸付事業の実施に必要な貸付金及び貸付事務費（再就職準備金の貸付事務の実施のための電算システムの構築を含めた体制整備のための初期投資等を含む。）を対象として措置するものとする。

なお、貸付事務費は毎年度1,280万円（実施要綱第5の2の（1）又は（2）に定める地域に所在する実施主体にあつては、毎年度1,690万円）までの範囲で使用できることとする。

（4）定期的な事業実績の把握について

平成27年度補正予算については、これを「介護離職ゼロ」に向けた第一歩とするため、国・地方を挙げて迅速かつ着実な実施に取り組む必要があることから、本事業の進捗管理を図るため、四半期ごとの事業運営実績について、交付要綱において定める実績報告とは別に、報告をすることとする。

なお、当該報告に係る様式については、別途通知することとしている。